

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第十条第一号に規定する総務省令で定めるものを定める省令案の概要

1 背景

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）が令和元年6月14日に公布されました。

本法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずるものです。

整備法においては、原則として現行の欠格条項を削除し、併せて個別審査規定を設けることとされました。これに基づき、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する官民競争入札等の参加資格の欠格事由から「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」が削除され、個別審査規定として「心身の故障により官民競争入札対象公共サービスを適正かつ確実に実施することができない者として総務省令で定めるもの」と定められました。具体的な個別審査規定が省令に委任されたことを受けて、その内容を新たに総務省令において定めるものです。

2 省令案の概要

今般の整備法の立法趣旨に沿い、現行の形式的要件に代わるものとして、「精神の機能の障害により官民競争入札対象公共サービスを適正かつ確実に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を欠格事由の要件とします。

3 今後の予定・施行期日

公布日：令和元年9月

施行日：令和元年9月14日